

平成27(2015)年度 東北大学法務学修生受入要項

法務学修生とは、本学法科大学院を修了後に自学自習のための学修支援を受けるための制度です。法務学修生としての受け入れを希望する者は、次の事項に留意して手続きを行ってください。

1. 学修支援の内容

- ア 以下の施設の利用（カードキーを個別に貸与します。）
自習室，ロッカー，法政実務図書室，情報処理コーナー室，ゼミ室，コモンルーム，
教材コーナー
- イ 学内無線LANの使用を認めます。
- ウ 正規学生の申込みがなかった時間帯について，オフィス・アワーを認めます。

2. 法務学修生の資格

本学法科大学院の課程を修了した者（司法試験に合格した者，法科大学院の課程を修了した日の属する月の翌月の初日から5年を経過した者を除く）

2. 申請期間

| 受入期間 | 申請期間 |
|-----------------------|----------------------|
| 平成27年 4月1日～平成27年9月30日 | 3月10日（火）から3月17日（火）まで |
| 平成27年10月1日～平成28年3月31日 | 9月9日（水）から9月16日（水）まで |

受付時間：8時45分～12時45分，13時45分～16時45分

※土日祝は受付を行いません。郵送の場合は、申請期間内必着とします。

受付場所：法学部・法学研究科専門職大学院係（照会先参照）

3. 提出書類

- ・東北大学法務学修生受入（期間更新）申請書

4. その他

- (1) 受入れの許可は，正規学生の履修を妨げない範囲で認めることとなります。また，主として申請者の修了年度を考慮の対象とします。
- (2) 受入期間は6ヶ月とし，引き続き受入期間の更新を願い出た場合は，(1)に準じて許可することがあります。また，更新の手続きは申請期間中に行ってください。なお，受入期間最終日は，16時45分までの許可となります。
- (3) 法務学修生として許可された場合は，学修支援料（33,600円）を納入してください。受入期間の開始前までに納付されない場合は，受入れの許可を取り消します。また，納付した学修支援料は，返付しません。
ただし，修了した日の属する月の翌月の初日からの受入期間に係る学修支援料は，徴収しません。
- (4) コピーカードの貸与は行いません。コピーを行う場合は，教材コーナー及び法政実務図書室の大学生協のコピー機（私費）を利用してください。
- (5) 学修支援料には，TKC教育支援研究システムの使用料金は，含まれておりません。各自，

- 必要に応じて「法科大学院修了生サポートシステム」の契約を行ってください。
- (6) 法務学修生には、学生割引証及び通学証明書は発行されません。
 - (7) 法務学修生が本学の規則、命令に違反し、その他法務学修生としてふさわしくない行為をしたときは、その者の学修支援を中止することがあります。
 - (8) 個人情報の取扱いについて
 - ア 収集した個人情報は、受入審査等をはじめ、法務学修生に関する業務を行うために利用し、この目的以外には利用しません。
 - イ 収集した個人情報は、「国立大学法人東北大学個人情報保護規程」に基づき厳密に取り扱い、本人の承諾なく、第三者に開示・提供しません。
 - ウ 受入れを申請された方は、上記の記載内容に同意したものとみなします。
 - (9) その他、不明な点がある場合は、法学部・法学研究科専門職大学院係にお問い合わせください。

<照会先>

東北大学法学部・法学研究科専門職大学院係
〒980-8577 仙台市青葉区片平二丁目1-1
TEL 022-217-4945

平成27年2月

東北大学法科大学院

平成27年 月 日

東北大学法務学修生受入（期間更新）申請書

法学研究科長 殿

在籍時の学籍番号 _____
(期間更新申請者は、法務学修生番号)

氏 名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

E-mail _____

既司法試験受験回数 _____

東北大学法務学修生取扱規程第5条に基づき、法務学修生として下記の期間の（受入・更新）を申請いたします。

記

受入希望期間 : 平成27年 4月 1日 ~ 平成27年 9月30日

更新する場合
(既受入期間 : 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日)